

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月4日（平成29年（行情）諮問第390号）

答申日：平成30年3月8日（平成29年度（行情）答申第511号）

事件名：「作業環境測定結果報告書（平成28年度 特定刑事施設）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書3ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け福管総発第233号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

作業環境測定は税金でされているのですから、作業環境した人も公務員にじゅんずる人だとおもいます。

それに作業環境とか有害化学物質とか豊洲市場とかアスベスト調査とか、大変な問題なのに、嘘がまかりとおるような気がする。（略）

仕事による給料は個人でもらっているのですから、税金でなされている仕事の部分については個人情報にあたらなはずです。なにも作業環境した人の好きな食べ物は何とかか聞いているわけではありません。開示を求めます。

工場の見取り図、特定作業場などの広さが公表されると、逃走や自殺のおそれがあるとはどういうことでしょうか。（略）

法務省から法律を守ってください。開示を求めます。

幹部職員名簿は何のために作られているのですか。公にするために作られているのではないですか。（略）

断固庶民もみる権利を主張します。

職員名簿が誹謗中傷の対象になるとは何事でしょうか。

冤罪であることないこと新聞に書かれる人はどうなりますか。

私も新聞にデタラメの記事を載せられて大変迷惑しました。

公務員は税金が給料なのですから最低でも名前は開示してください。お

願います。(略)

職員の配置の情報で被収容者の自殺や逃走のおそれとはなにごとでしょうか。

よっぽどひどい環境が被収容者にあるとしか思われません。

断固開示を求めます。開示しても自殺や逃走のおそれなどない刑務所にしてください。

どこかの国では土日自宅に帰れる刑務所がありました。平日だけのお勤めとしての刑務所です。部屋も私の家よりいい感じでした。

こんな所なら自殺や逃走など考えられないでしょう。

刑務所の改善を求めます。(略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が福岡矯正管区長(処分庁)に対し、行政文書開示請求書により開示請求した

(1)「作業環境測定結果報告書(ただし、平成28年度特定刑事施設)」(特定刑事施設保有)(以下、第3において「本件対象文書1」という。)

(2)「組織図(ただし、平成28年度特定刑事施設)」(特定刑事施設保有)

(3)「幹部職員名簿(ただし、平成28年度特定刑事施設)」(特定刑事施設保有)(以下、第3において「本件対象文書2」という。)

(4)「平成28年9月20日付け処遇首席指示第32号「被収容者の運動及び入浴について」(ただし、平成28年度特定刑事施設)」(特定刑事施設保有)(以下、第3において「本件対象文書3」という。)

(5)「非常勤職員名簿(ただし、平成28年度特定刑事施設)」(特定刑事施設保有)(以下、第3において「本件対象文書4」という。)

について、処分庁が、平成29年7月4日付け行政文書開示決定通知書をもって、上記(2)のみ全部開示し、本件対象文書1ないし4について、その一部を不開示とする決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書1ないし4に係る一部不開示決定が不当であると主張し、当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1においては、「法人の印影」、「特定企業で勤務する個人の氏名、印影及び作業環境測定士登録番号」、「特定刑事施設の工場内見取図」及び「特定作業場の面積」が不開示とされている。

ア 「法人の印影」について

法人印は、これを押印した書類等の記載事項の内容が真正なもので

あることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、当該法人において、むやみに公にするものではないところ、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

イ 「特定企業で勤務する個人の氏名、印影及び作業環境測定士登録番号」について

本件対象文書1において不開示としているこれらの情報は、法5条1号前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するところ、当該会社の社員の氏名、社員の印影、作業環境測定士としての登録番号のいずれについても、公表慣行をうかがわせる事情はなく、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及び同ハに該当する事情も認められない。

また、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当するため、法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

ウ 「特定刑事施設の工場内見取図」及び「特定作業場の面積」について

刑事施設の責務の一つとして、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することが挙げられるが、刑事施設がその責務を果たすためには、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取、逃走の援助、外部からの侵入、施設に対する攻撃等による施設機能の妨害、破壊等を未然に防止する必要がある、このため、刑事施設においては、従来から、保安・警備に万全を尽くすとともに、具体的な施設構造など保安・警備体制に関する内部情報を公にすることはなかったところである。

本件対象文書1においては、特定刑事施設内における特定工場内の見取図及び当該工場内において作業環境測定を実施する際の作業面積を不開示としているところ、こうした施設内特定場所の具体的な構造や配置、面積等の情報は、上記のとおり極めて秘匿性の高い情報であり、仮に、これらの情報が公になった場合、被収容者又はその関係者等が、逃走、外部からの攻撃その他の行為を企図し、又は発生させ、あるいはそれらの危険性を高めるおそれがあることは否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法5条4号に該当する。

また、これらの情報が公になった場合、上記のような事故等の発生を未然に防止するため、施設設備の構造の変更を迫られるなど、特

定刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できないため、これらの情報は法5条6号にも該当する。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成されている表の一部であるところ、当該表は、各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に該当するものと認められる。

ア 「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄について

「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄の不開示部分の法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分は各職員の経歴に関する情報等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、公務員が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、当該不開示部分は「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示はできない。

なお、特定刑事施設の所長については、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄の記載を開示しているが、これは官報に人事異動の情報が掲載され、公にされているためである。

イ 「氏名」欄について

「氏名」欄で不開示とされている情報は、特定刑事施設で医務課長として勤務する医師の氏名である。

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから、刑事施設では、被収容者の医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

- (ア) 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと
- (イ) 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと
- (ウ) 患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること
- (エ) 患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方を強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とは言い難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来たしている状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高く、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、当該医師の氏名は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。さらに、その結果として、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、法5条4号にも該当する。

なお、特定刑事施設においては、特定年版の国立印刷局編「職員録」に医務課長の職及び当該職にある者の氏名を掲載していないことから、当該医師の氏名は、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。

### (3) 本件対象文書3について

本件対象文書3においては、「運動立会職員の所属係名」及び「運動及び入浴に係る具体的な工場名」が不開示とされている。

#### ア 「運動立会職員の所属係名」について

これらの情報を開示した場合、運動実施時にどのような職員が何名程度立会するのか等の職員配置に関する具体的な情報が明らかとなるところ、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や物品の不正授受又は不正連絡等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、結果として、これら異常事態の発生を防

止するため、施設の警備体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、法5条6号にも該当するものと認められる。

イ 「運動及び入浴に係る具体的な工場名」について

これらの情報を開示した場合、運動及び入浴の具体的な順番が明らかとなるところ、物品の不正授受又は不正連絡等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、物品の不正授受又は不正連絡等がなされた場合には、自殺、逃走その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、結果として、これら異常事態の発生を防止するため、施設の警備体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、法5条6号にも該当するものと認められる。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4においては、特定刑事施設における非常勤職員の氏名及び所属施設が開示とされているところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する非常勤職員の氏名やその所属施設を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高く、このような不当な圧力等を受けることを懸念した当該職員が、適正な職務遂行あるいは刑事施設で勤務すること自体をためらい、その結果、刑事施設における適正な事務の遂行や、必要な職員数の確保が困難となるおそれが認められることから、これらの情報は法5条6号柱書きの開示情報に該当する。

また、不当な圧力等が加えられるなどした場合、当該職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号にも該当する。

なお、当該職員の氏名等については、公表慣行がなく、法5条1号ただし書イにも該当しない。

- 3 以上のとおり、本件対象文書1ないし4において、処分庁が開示情報に該当するとして不開示とした部分については、そのいずれも法5条の開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成30年2月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書3ないし文書5である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部（以下「本件不開示部分」という。）が法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。すなわち、原処分は、文書1につき、①法人の印影、②特定企業で勤務する個人の氏名、印影及び作業環境測定士登録番号並びに③特定刑事施設の工場内の見取図及び特定作業場の広さに関する事項を、文書3につき、①特定刑事施設に勤務する幹部職員の「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」の各欄の記載の一部並びに②特定刑事施設に勤務する医師である医務課長の「氏名」欄の記載を、文書4につき、特定刑事施設の①運動立会職員の所属係名並びに②被収容者の運動及び入浴に関する具体的な工場名を、文書5につき、特定刑事施設に勤務する職員（非常勤職員）の「氏名」欄の記載の一部を不開示としているところ、文書1の①については同条2号イに、文書1の③、文書4の①及び②については同条4号及び6号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とし、文書1の②及び文書3の①については同条1号に、文書3の②及び文書5については同条6号及び4号に該当することから、同条1号ただし書イに係る部分を除き、当該情報が記録されている部分を不開示としている。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 文書1に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

###### ア 文書1の①（法人の印影）について

(ア) 標記の不開示部分には、特定法人の印影があり、これは特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわ

しい形状のものであって、当該法人において、これを公にしていることをうかがわせる事情もない。そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

(イ) したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書1の②(特定企業で勤務する個人の氏名、印影及び作業環境測定士登録番号)について

(ア) 標記の不開示部分に記載されている情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、諮問庁は、特定企業の社員の氏名、社員の印影及び作業環境測定士登録番号のいずれについても、公表慣行をうかがわせる事情はない旨説明するところ、これを覆すに足りる事情はない。

(イ) したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該部分は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当するため、法6条2項に基づく部分開示をする余地はない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書1の③(特定刑事施設の工場内の見取図及び特定作業場の広さに関する事項)について

(ア) 標記の不開示部分には、特定刑事施設の工場内の見取図及び当該工場内にある特定作業場の広さに関する事項が記載されていると認められるところ、刑事施設というものの性質上、こうした刑事施設内の特定場所の具体的な構造や配置、面積等の情報は、極めて秘匿性の高い情報であると考えられることから、仮に、これらの情報が公になった場合、被収容者又はその関係者等が、逃走、外部からの攻撃その他の行為を企図し、又は発生させ、あるいはそれらの危険性を高めるおそれがあることは否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(イ) したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書3に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 文書3は、特定刑事施設に勤務する幹部職員の「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁

等」及び「備考」の各欄から構成される表形式の文書であると認められる。

イ 文書3の①（幹部職員の「年齢」，「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」及び「備考」の各欄の記載。ただし，所長については「年齢」及び「勤務年数」の各欄の記載に限る。）について

（ア）法5条1号本文該当性について

標記の不開示部分のうち，所長については，「年齢」及び「勤務年数」の各欄の記載が，医師である医務課長については，「氏名」，「年齢」，「勤務年数」及び「現任庁在職期間」の各欄の記載（ただし，そのうち「氏名」欄の記載の不開示情報該当部分については，下記ウで検討する。）が，その余の幹部職員については，「年齢」，「勤務年数」，「現任庁在職期間」，「前任庁等」及び「備考」の各欄の記載が不開示とされているところ，これらの情報は，その各行ごとに法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（イ）法5条1号ただし書該当性について

標記の不開示部分に記載されている情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから，法5条1号ただし書イに該当せず，また，同号ただし書ロに該当する事情も認められない。さらに，当該情報は，当該職員の公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないから，同号ただし書ハに該当するとも認められない。

（ウ）法6条2項による部分開示について

当該部分は，「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当するため，法6条2項に基づく部分開示をする余地もない。

（エ）したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 文書3の②（医師である医務課長の「氏名」欄の記載）について

（ア）諮問庁の説明

上記第3の2（2）イのとおり。

（イ）検討

刑事施設においては，被収容者が，収容中の処遇等に対する不満ゆえに，特定の職員やその家族に対し，釈放後の報復をほのめかすような事案や，そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられる旨の諮問庁の説明は，これを覆すに足りる事情はなく，したがって，その職務の性質等も併せ考えれば，こうした状況において，医師を含む刑事施設で勤務する職員の氏名を

公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、医師を含む刑事施設で勤務する職員は、その氏名が被収容者等に知られた場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高い旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、当該医師の氏名は掲載されていないことが認められる。

そうすると、諮問庁の説明するとおり、当該医師の氏名を公にした場合、被収容者又はその関係者等から不当な圧力等を受けることを恐れる医師が、氏名を公にしなかった場合に比して、刑事施設で勤務することをより一層ためらうこととなり、その結果、刑事施設における医師の確保が、現状よりも、更に困難なものになり、施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上によれば、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

(3) 文書4に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 文書4の①(特定刑事施設の運動立会職員の所属係名)について

(ア) 標記の不開示部分には、特定刑事施設における被収容者の運動及び入浴の立会職員の所属係名が記載されていると認められるところ、当該部分を公にした場合、運動実施時にどのような職員が何名程度立ち会うのか等の職員配置に関する具体的な情報が明らかとなると認められる。そうすると、刑事施設というものの性質に照らし、当該部分を公にした場合、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や物品の不正授受又は不正連絡等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(イ) したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

イ 文書4の②(特定刑事施設の被収容者の運動及び入浴に関する具体的な工場名)について

(ア) 標記の不開示部分には、特定刑事施設における被収容者の運動及び入浴に係る具体的な工場名が記載されていると認められるところ、

当該部分を公にした場合、上記の運動及び入浴の具体的な順番が明らかとなると認められる。そうすると、刑事施設というものの性質に照らし、当該部分を公にした場合、物品の不正授受又は不正連絡等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、物品の不正授受又は不正連絡等がなされた場合には、自殺、逃走その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(イ)したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

(4) 文書5に係る本件不開示部分(特定刑事施設に勤務する非常勤職員の「氏名」欄の記載)の不開示情報該当性について

ア 標記の不開示部分には、特定刑事施設に勤務する非常勤職員の氏名及びその一部の者の所属施設が記載されていると認められる。

イ 刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に照らし、被収容者等と直接対峙する場面の多い職員にあっては、その氏名や所属施設を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該非常勤職員の氏名や所属施設を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

ウ したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

## 別紙

- 文書1 作業環境測定結果報告書（ただし，平成28年度 特定刑事施設）  
（本件対象文書）
- 文書2 組織図（ただし，平成28年度 特定刑事施設）
- 文書3 幹部職員名簿（ただし，平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）
- 文書4 平成28年9月20日付け処遇首席指示第32号「被収容者の運動及び入浴について」（ただし，平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）
- 文書5 非常勤職員名簿（ただし，平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）